

第6章 善商及びその他の者に対する措置

第1節 善商等に対する措置

1 許可の取消等

善商は、自らの処理能力を超える量の産業廃棄物や産業廃棄物処分業の許可を受けた品目以外の産業廃棄物を排出事業者から受け入れ、現場に投棄し、覆土により隠蔽する等の不法行為を繰り返した。

これは、廃棄物処理法第14条の2第1項及び第16条の規定に違反するものであるため、市は、平成16年4月23日に廃棄物処理法第14条の3の2第1項第2号の規定に基づき、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

また、平成16年3月2日に善商から提出されていた産業廃棄物処分業の許可更新申請は、廃棄物処理法第7条第5項第4号ニの許可取消しの日から5年を経過しない者に該当し、更新を許可しない場合を定めた廃棄物処理法第14条第5項第2号イ及び第10項第2号の規定に該当するため、平成16年4月27日に不許可処分とした。

同じく平成16年4月27日に廃棄物処理法第15条の3第1項第1号の規定に基づき、産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消した。

平成16年4月23日 産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業の許可取消

平成16年4月27日 産業廃棄物処分業の許可更新申請に対し不許可

産業廃棄物処理施設設置許可の取消

2 措置命令の発出等

(1) 発出状況

善商等に対して、廃棄物処理法第19条の5の規定に基づき、以下のとおり支障の除去等の措置を講ずることを命じた。

【善商等に対する措置命令の概要】

発出日	被命令者	履行期限	生活環境保全上の支障のおそれ	講すべき措置の概要
H16.5.28	善商	H16.10.31	現場最上部に放置された産業廃棄物の飛散、可燃ガスの発火による火災の発生	埋め立てられた廃棄物の最上部に堆積する約14,300m ³ の廃棄物の分別・撤去
H18.4.17	善商	H28.10.31	埋立処分された廃棄物の崩落及び廃棄物層内部の発熱による火災や有害ガスの発生	埋立処分した廃棄物のうち、現存するものの撤去 地下水、排水、敷地境界のガス濃度その他必要な項目の定期的な観測(モニタリング調査)
	善商実質的経営者 善商代表取締役 善商取締役	H21.12.31	埋立処分された廃棄物の崩落及び廃棄物層内部の発熱による火災や有害ガスの発生	埋立処分した約256,400m ³ 及び約13,100tの廃棄物のうち、現存するものの撤去
	ニッカン ニッカン実質的経営者 ニッカン代表取締役	H19.10.31	埋立処分された廃棄物の崩落及び廃棄物層内部の発熱による火災や有害ガスの発生	埋立処分した約146,100m ³ 及び約2100t(合わせて約89,700tに相当)の廃棄物のうち、現存するものの撤去

(2) 履行状況

平成 16 年 5 月 28 日に善商に発出した措置命令は、履行期限を過ぎても着手されず、履行期限の延期を繰り返した。一方で排出事業者等は自らの意思により撤去を実施し、これによる撤去量が善商に発出した措置命令量を超えたことから、これをもって当該命令について平成 17 年 5 月 31 日に履行が完了したと判断した。

平成 18 年 4 月 17 日に善商に発出した措置命令のうちモニタリング調査に係る部分については、着手期限を平成 18 年 5 月 1 日としていたが、期限を過ぎても着手されなかった。

一方、善商等に発出した措置命令のうち廃棄物の撤去に係る部分については、善商の実質的経営者等による一部着手は認められたが、善商の実質的経営者及び代表取締役が収監された後は、個人として措置を講じる意思も能力もなく、また、善商は休眠状態となり、当該命令が履行される見込みはなかった。

さらに、ニッカンは破産手続き中であり、同社の実質的経営者及び代表取締役についても、個人として措置を講じる意思はなく、当該命令が履行される見込みはなかった。

(3) 措置命令に伴う財団債権等による回収

平成 18 年 1 月にニッカンの実質的経営者から、対策費用の一部として 12,652,482 円が支払われた。

また、同年 4 月 17 日にニッカンに措置命令を発出したが、同社は既に破産が宣告され、破産手続きが進められていた。そこで、同年 8 月、措置命令の履行費用相当額として算定した 2,154,801,096 円を財団債権(※)として同社の破産管財人に対して請求したところ、同年 10 月に 61,059,671 円が支払われた。

※財団債権：

破産手続きによらないで、破産財団から隨時、弁済を受けることができる債権。

(4) 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策基金の設置

本事案に関係する排出事業者等からの納入金を不法投棄現場で実施する対策事業に充てるため、平成 19 年 3 月 30 日に「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策基金」(以下「基金」という。)を設置し、ニッカン及び同社の実質的経営者から支払われた計 73,712,153 円を基金に積み立てた。

第2節 その他の者に対する措置

1 廃棄物処理法の改正

これまでの日本は、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済社会であったことから、大量の産業廃棄物が発生し、最終処分場がひっ迫した結果、不法投棄等が繰り返され、社会問題となつた。

このため、廃棄物の減量やリサイクルを推進するとともに、施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策等の総合的な対策が必要となり、廃棄物処理法は幾度も改正された。

平成9年以降は、罰則規定が強化されるとともに、排出事業者の処理責任が問われるようになり、産業廃棄物処理業者への委託基準や産業廃棄物管理票制度の運用も強化されていった。

このような経緯から、本事案における責任追及においては、不法投棄を行った善商等だけに止めず、排出事業者についても厳正に対処した。

2 廃棄物処理法の規定に基づく公告

措置命令の対象となる排出事業者については、その全てを確知することができないことから、平成18年5月1日、廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定に基づき、支障の除去等の措置を講ずることを命ずること及び市が当該措置を講じた場合にはその費用の負担を求めるることを公告した。

3 排出事業者に対する措置

(1) 報告書の徴収

市は、善商への搬入業者を特定するために、平成16年3月26日に行われた環境省主催の関係県市連絡会議において、近隣の県市に対して、善商に関する情報把握のための関係書類(年間処分実績報告書及び年間収集運搬実績報告書等)の提出を求めた。これ以降、産業廃棄物処理業の許可権を有する自治体に対して、産業廃棄物処理業者の許可内容や搬入状況を照会し、協力を得た。

産業廃棄物処理業の許可権を有する自治体への照会を実施する一方で、廃棄物処理法第18条の規定に基づく報告徴収は、平成16年4月に市の収集運搬許可業者124社に対して実施したことを手始めに、産業廃棄物処理業の許可権を有する自治体からの回答による情報を基にして、合計1,689社(警察に押収中であったため、未提出であった事業者の再徴収を除く。)に対して実施した。

その結果、550社から善商への搬入実績有りとの報告を受けた。

(2) 職員による調査収集作業

事業者から報告書を徴収するだけではなく、善商への搬入業者を特定するための手掛かりを得るため、本事案が発生した直後から、産業廃棄物特別対策室の職員が、不法投棄現場の廃棄物の中から、事業者を確認することができる帳票類を収集する作業を地道に実施していたが、平成16年7月に他部局からの職員の応援を得て、集中的に実施した。

こうして収集した45ℓビニール袋約7袋分の帳票類等のうち、258個の帳票類等か

ら企業名を確認することができた。



〈現場での収集作業〉



〈収集物〉

(3) 報告書の検査

善商から徴収した契約書、マニフェスト、会計帳簿等と事業者から徴収した資料を詳細に点検しながら、廃棄物処理法における違反事項等を慎重に分析し、善商への搬入実績等を把握した。

(4) 立入検査の実施

収集運搬業者の実績報告書や収集物の調査及び善商の関係帳簿類、さらには事業者からの報告徴収書類を事前に調査した結果を基にして、善商への搬入実績が確認できた事業者・善商への搬入が疑われる事業者に対し、平成17年1月から廃棄物処理法第19条に基づく立入検査に着手した。

平成22年4月までに469社延べ542件について立入検査を実施し、その他に文書、電話による調査を実施した結果、最終的に826社の排出事業者を把握できた。

立入検査では、事業者の立会いのもと契約書等各種書類を照合し、善商への搬入実績を確認した上で、処理責任について再認識させ、廃棄物処理法に基づく書類上の不備を指摘することで廃棄物処理法違反を確知した。同時に、廃棄物の適正処理についても指導した。

なお、この違反の確知は、後に措置命令・納付命令を発出する際の責任割合を算出するための基礎となった。

【立入検査実施状況】

(単位：件)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
件数	12	66	109	197	121	36	1	542

(5) 協力の要請

1) 撤去協力の要請

本事案の現場内に搬入された廃棄物を早期に撤去させるべく、持ち込んだ廃棄物を排出事業者等に自ら撤去させるという方針のもと、善商への搬入実績が判明した排出事業者に対して、順次、撤去要請書を送付した。

この撤去要請書は、廃棄物処理法における違反の有無に関わらず、搬入実績があった全ての排出事業者に対して送付したが、平成17年11月には、このうち、搬入量が500m³以上(t表記の場合は、1tを1m³として換算、以下この段落において同じ)の排出事業者77社に、平成18年4月には、搬入量が200m³以上500m³未満の排出事業者

60社に送付した。さらに同年8月には、搬入量が50m³以上200m³未満の排出事業者169社に対して、残る搬入量が50m³未満の排出事業者402社に対しても平成19年9月・10月の2回に分けて送付した。

なお、市からの撤去要請に応じない排出事業者や未回答の排出事業者に対しては、立入検査時に改めて撤去を要請した。

2) 自主撤去の実施

市が撤去を要請したことに対して、排出事業者等から廃棄物の自主撤去の申し出があった。撤去を申し出た排出事業者等には処理計画書等を提出させ、その内容を審査した上でこれを認めた結果、平成16年12月から自主撤去が開始された。

なお、自主撤去の実施にあたっては、書類上の審査だけでなく、撤去した廃棄物が適正に積み込まれていることを確認するため、職員が現場での作業の様子を記録した。

また、書類に記載されているとおり処理されているかを確認するため、処分先の事業所を訪問し、処分の状況を確認した。さらに、処分が終了したマニフェストのE票の写しを提出させ、再び不法投棄とならないように監視した。

自主撤去は、行政代執行による作業等のため中断した時期もあったが、平成23年4月まで実施された。

この結果、183社によって131,092m³の廃棄物が撤去された。



〈運搬車への積み込み作業〉



〈積載状況〉

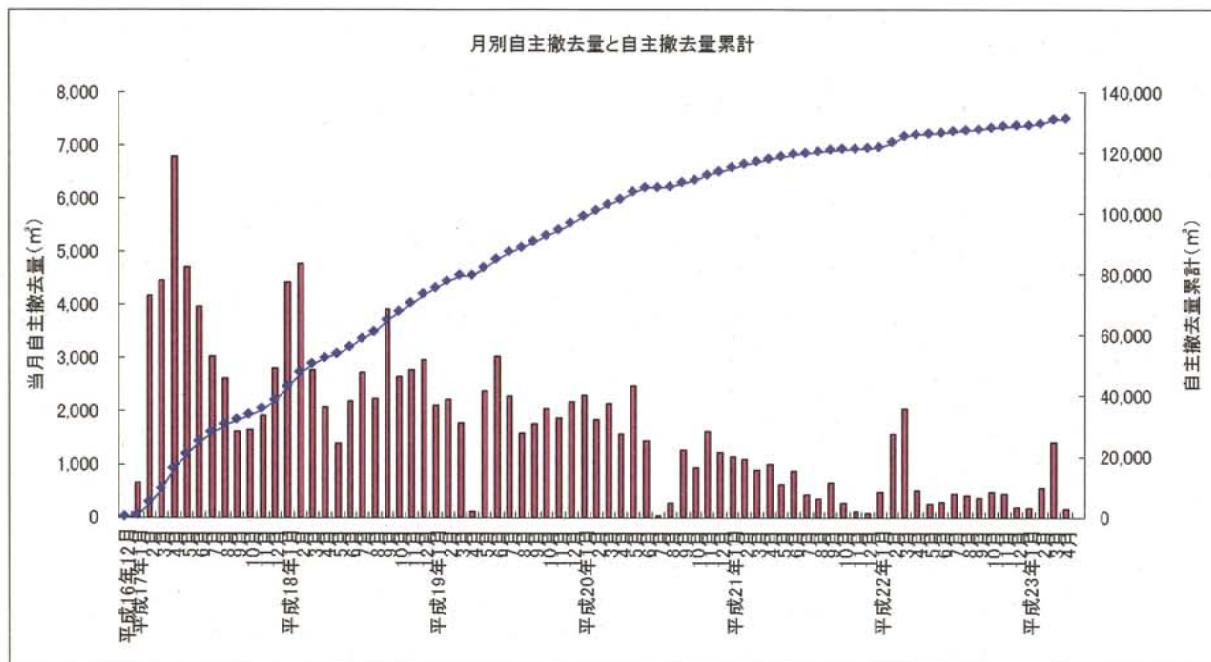


〈トラックスケールにて計量〉



〈排出のマニフェスト〉

【排出事業者等による自主撤去の状況】



3) 金銭拠出の受け入れ

廃棄物の撤去を要請した排出事業者等の一部から、搬入量相当分の費用負担をもって自主撤去に代えたい旨の申し出が複数寄せられたことから、平成19年5月8日に「岐阜市北部の産業廃棄物不法投棄事案に係る事業者等からの拠出金取扱要綱」を定め、自主撤去に代わるものとして金銭の拠出を受け入れることとし、受け入れた拠出金は、基金に積み立てた。

金銭の拠出については、平成19年5月から平成24年3月までに265社から申し出があり、103,431,654円が納付された。

【排出事業者等による金銭納付の状況】

(単位：件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
金額	29,067,965	59,355,524	4,016,865	8,839,787	2,151,513	103,431,654

4) 基金の使途

平成24年度末における基金残高は、104,137,388円（運用益を含む）となっているが、今後、不法投棄現場で実施する浸出汚濁水処理設備の維持管理費用等に充てていく方針である。

(6) 措置命令の発出

1) 発出状況

廃棄物の委託について違法性が確認できた排出事業者2社に対して、廃棄物処理法第19条の5第1項第2号の規定に基づき、支障の除去等の措置を講ずることを命じた。

2) 履行状況

措置命令を発出した者のうち、1社は全量の履行を完了した。

また、残る1社は、県に対して審査請求をし、県が審査請求を棄却したため、その後国に対して再審査請求をし、現在、国において審査されている。

4 土地所有者に係る調査等

(1) 土地所有者等の確認

現場内の 54 筆の土地について、登記簿を調査した結果、土地所有者は、24 筆が善商、13 筆が善商の関連会社等、17 筆が善商及び善商の関連会社等以外の 12 名であること、また、善商及び善商の関連会社等以外の 12 名の土地所有者のうち 4 名が善商と賃貸借契約を結んでいたことが判明した。

(2) 土地所有者への状況確認

「行政処分の指針について」(平成 17 年 8 月 12 日付け環廃産発第 050812003 号)によると、不法投棄を知りつつ土地を提供する等して不法投棄に間接的に関与した土地所有者は、廃棄物処理法第 19 条の 5 第 1 項第 4 号に該当し得るとされているため、土地所有者から経緯及び対応等の事情を慎重に聴取した。

土地所有者については、廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収の対象とはならぬいため、個別に聴取したが、調査の結果、不法投棄に積極的に関与したとは認められず、意に反して土地を利用されたものであることが判明した。

第3節 費用の請求と回収

1 債権の種類

市は、本事案に要した費用を3つの債権に分け、不法投棄行為者等に請求している。

債権の種類は、行政代執行実施前に実施した本事案による環境への影響調査等に要した費用のうち、善商の承諾が得られた調査費用等を「事務管理費用」、また、承諾が得られなかった調査費用等を「不法行為による損害賠償」としている。さらに、行政代執行の実施に要した費用を「行政代執行に要した費用」としている。

【各債権の根拠】

	事務管理費用	不法行為の損害賠償	行政代執行に要した費用
請求内容	本事案発生当時の緊急調査費用等 ・汚染状況等調査費用 ・周辺環境調査費用等	不法投棄を原因として市が負担した詳細調査費用等 ・汚染状況等詳細調査費用 ・支障除去に係る現地調査及び対策工検討費用等	①措置命令不履行により市が代執行したモニタリング費用等 ・場内水質等モニタリング調査費用 ・場内斜面モニタリング調査費用等 ②措置命令不履行により市が代執行した支障除去等に係る費用 ・支障除去対策に係る詳細設計業務委託費用 ・産業廃棄物運搬・処分業務委託費用等
請求根拠法	民法(明治29年法律第89号)第702条 管理者は、本人のため有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。	民法 第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。	廃棄物処理法 第19条の8第2項 都道府県知事は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。
回収根拠法等	提訴→勝訴→裁判所への執行申立て(差押え)という民事上の手続を要する。		廃棄物処理法 第19条の8第5項 前3項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。 行政代執行法(昭和23年法律第43号) 第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。 第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

2 善商等に対する請求と回収

(1) 民法に基づく請求と回収

1) 事務管理費用

本事案が発生した直後に実施した、不法投棄された廃棄物による水質及び土壤への影響を把握するための調査等に要した費用 60,753,462 円は、民法第702条の規定に基づいて善商に対して請求し、平成25年12月末日現在、任意納付による 1,000,000 円と仮差押えした財産の一部を処分させたことによる 380,000 円の計 1,380,000 円を回収した。

【事務管理費用の請求の詳細】

(単位：円)

項目	請求額
産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等調査	37,674,000
産業廃棄物不法投棄現場周辺環境調査	17,578,962
不法投棄現場斜面モニタリング調査	5,334,000
不法投棄現場排水溝復旧修繕	157,500
合 計	60,753,462

① 民事保全法に基づく財産仮差押え

事務管理費用を保全するため、平成 16 年 9 月に善商が所有すると認められる財産について民事保全法に基づいて岐阜地方裁判所に仮差押命令を申し立て、仮差押えの決定を受けた。

なお、この仮差押えは平成 20 年 3 月に取り下げ、行政代執行費用請求に基づく差押えに代替えた。



〈仮差押えの執行〉



〈公示書〉

【仮差押えした財産の詳細】

財 産	備 考
重機	
ダンプ	解除(250,000 円を回収)
選別ライン及び破碎施設	
事務所建物	
預金	解除(130,000 円を回収)

② 根抵当権の設定

事務管理費用に対する担保の提供を求め、平成 17 年 8 月に善商が所有する土地 24 筆(22,830.34m²)と善商の役員が所有する土地 2 筆(10,760m²)に極度額 60,000,000 円の根抵当権を設定した。

なお、善商が所有する土地 24 筆のうち、23 筆に対して金融機関が、また、16 筆に対して実質的経営者が、それぞれ既に根抵当権を設定していたが、実質的経営者の根抵当権登記については、市の要請に応じて抹消された。

2) 不法行為による損害賠償

不法投棄された廃棄物が生活環境に与える影響を詳細に把握するための調査に要した費用 363,713,700 円は、民法第 709 条の規定に基づいて善商等と他 1 名に対して請求し、平成 23 年 5 月には 1 社 6 名を相手取り、岐阜地方裁判所に対して訴訟を提起した。その結果、市の主張を全面的に認める判決が得られ、控訴した 1 名を除き判決は確定した。

控訴した 1 名からは和解の申し出があり、相手方が和解金を納付することにより和解が成立した。平成 25 年 12 月末日現在、上記和解金の納付により、2,500,000 円を回収した。

【不法行為による損害賠償の請求の詳細】

(単位：円)

項目	請求額
産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等詳細調査	239,053,500
産業廃棄物不法投棄現場水質等モニタリング調査	18,427,500
産業廃棄物不法投棄現場斜面モニタリング調査	5,932,500
産業廃棄物不法投棄事案に係る対策検討資料作成	12,579,000
産業廃棄物の不法投棄事案の支障除去に係る現地調査及び対策工検討	18,627,000
産業廃棄物の不法投棄現場燃焼ガス発生状況調査	22,417,500
産業廃棄物の不法投棄事案の支障除去に係る基本設計	19,845,000
地表面ガス及び環境大気調査	4,729,200
産業廃棄物の不法投棄現場ガス観測井設置等	1,764,000
産業廃棄物の不法投棄事案に関する技術専門会議検討資料等作成	5,901,000
産業廃棄物の不法投棄現場孔内温度調査等	14,437,500
合 計	363,713,700

(2) 廃棄物処理法に基づく請求と回収

1) 納付命令の発出

行政代執行に要した費用は、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法第 5 条の規定に基づいて納付命令を発出した。

① モニタリング調査費用

不法投棄された廃棄物が周辺環境に与える影響等を把握するためのモニタリング調査の措置を講ずることを善商に対して命じたが、履行されなかったため、平成 18 年 5 月に行政代執行に着手した。

モニタリング調査等に要した費用 40,892,250 円については、善商に対して請求した。

【行政代執行費用(モニタリング調査)の請求の詳細】

(単位：円)

項目	請求額
産業廃棄物不法投棄現場斜面モニタリング調査業務委託	30,660,000
産業廃棄物不法投棄現場水質等モニタリング調査業務委託	9,030,000
産業廃棄物不法投棄現場緊急ガス発生状況調査業務委託	703,500
産業廃棄物不法投棄現場陥没及び白煙対策業務委託	498,750
合 計	40,892,250

(2) 特定支障除去等事業費用

不法投棄された廃棄物の撤去等の措置を講ずることを善商等に対して命じたが、一部の履行にとどまったため、平成20年3月に行政代執行による特定支障除去等事業に着手した。

特定支障除去等事業に要した費用6,591,585,646円については、善商等に対して請求した。

【行政代執行費用(特定支障除去等事業)の請求の詳細】

(単位：円)

項目	請求額
産業廃棄物不法投棄現場周辺環境モニタリング調査(大気測定期設置工事)	1,237,859
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業仮設道路工事	5,239,500
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業焼却炉等解体工事	20,213,550
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業給排水管布設工事	31,710,000
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業上流部止水壁設置工事	21,126,000
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業対策工事	3,234,000,000
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業下流部止水壁設置工事	54,495,000
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業浸出汚濁水処理設備設置工事	98,070,000
産業廃棄物不法投棄事案の支障除去対策に係る詳細設計業務委託	52,290,000
産業廃棄物不法投棄現場焼却炉ダイオキシン類事前調査業務委託	336,000
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業廃棄物処分等検討業務委託	2,562,000
産業廃棄物不法投棄現場水質等モニタリング調査業務委託	14,679,000
産業廃棄物不法投棄現場斜面モニタリング調査業務委託	5,008,500
産業廃棄物不法投棄現場大気環境及び土壤環境調査業務委託	1,732,500
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業対策工事に係る監理業務委託	89,250,000
産業廃棄物不法投棄現場周辺環境モニタリング調査及びデータ解析業務委託	103,425,000
産業廃棄物不法投棄現場周辺環境モニタリング調査(椿洞周辺大気汚染自動測定機器保守管理業務)	2,470,170
産業廃棄物不法投棄現場内モニタリング調査業務委託	41,391,000
産業廃棄物不法投棄現場モニタリング孔設置業務委託	19,834,500
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業産業廃棄物運搬・処分業務委託	1,200,784,012
産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業産業廃棄物運搬・処分業務委託(第二期)	1,459,716,105
産業廃棄物不法投棄現場有害大気調査業務委託	493,500
産業廃棄物運搬に係る三重県産業廃棄物税	35,275,300
岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案特定支障除去等事業進出汚濁水処理設備移設工事	84,840,000
産業廃棄物不法投棄現場地下水モニタリング孔設置業務	6,261,150
産業廃棄物不法投棄現場ガス発生状況調査業務委託	5,145,000
合 計	6,591,585,646

2) 滞納処分

行政代執行に要した費用は、廃棄物処理法第19条の8第5項において準用する行政代執行法第6条の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することができるため、滞納者の滞納処分を実施している。

1)の①のモニタリング調査費用については平成25年12月末日現在、差し押された施設の公売等により10,980,315円を回収した。

1)の②の特定支障除去等事業費用については平成25年12月末日現在、預金口座や生命保険解約返戻金の差押えによる換価、また、差し押されたゴルフ会員権や金融機関の出資金の公売等により78,504,488円を回収した。

【金銭差押え】

(単位：円)

(株)善商	預金差押え	3
	出資金差押え	1,199,500
(株)善商役員	預金差押え	69,480
	出資金差押え	1,000,000
合計		2,268,983

【その他差押え】

(株)善商	土地24筆(地積計22,830m ²) ※現場内 事務所、ゲート、タイヤ洗浄施設
(株)善商役員	土地12筆(地積計12,136m ²) ※現場内2筆 家屋1棟(床面積130m ²)
	土地28筆(地積計46,084m ²)
	家屋3棟(床面積計850m ²)

3 関連会社に対する請求と回収

(1) 廃棄物処理法に基づく請求と回収

1) 納付命令の発出

本事案に関して、善商等の不法投棄に深く関与していた関連会社4社(以下「関連会社」という。)に対して、善商の実質的経営者と同等の責任があるとして善商の実質的経営者と同じ責任割合として算出した費用を廃棄物処理法第19条の8第5項において準用する行政代執行法第5条の規定に基づいて納付命令を発出した。

2) 民事保全法に基づく財産仮差押え

納付命令を発出した以降、滞納処分が着手可能となるまでの期間に関連会社の保有財産が処分される事が想定されたため、平成23年5月に関連会社の所有と認められる財産について民事保全法に基づいて岐阜地方裁判所に仮差押命令を申し立て、仮差押えの決定を受けた後に納付命令を発出した。

なお、滞納処分として差押えが可能になった時点で、仮差押えを取り下げた。

【仮差押えした財産の詳細】

A社	土地 5 筆 (地積計 1813.36m ² 、評価額計 36,992,524 円)※現場内 1 筆
	家屋 1 棟(床面積計 171.61m ² 、評価額計 4,413,669 円)
B社	土地 11 筆 (地積計 33,756m ² 、評価額計 12,336,988 円)※現場内 5 筆
C社	土地 2 筆 (地積計 12124.44m ² 、評価額計 4,020,251 円)※現場内 1 筆
D社	土地 8 筆 (地積計 1660.91m ² 、評価額計 51,635,541 円)
	家屋 1 棟(床面積計 260.64m ² 、評価額計 4,658,890 円)

3) 滞納処分

上記不動産の差押の他、これまでに 1 社の銀行預金と 1 社の公共事業の売掛金及び生命保険の解約返戻金を差し押さえた。平成 25 年 12 月末日現在、預金口座や生命保険解約返戻金の差押えによる換価、また、差し押さえた売掛金の取立て等により 11,420,032 円を回収した。

4 排出事業者に対する請求と回収

(1) 廃棄物処理法に基づく請求と回収

1) 納付命令の発出

廃棄物処理法第 12 条第 6 項(平成 22 年の法改正以前は第 4 項)の規定に違反して善商に産業廃棄物の処分を委託した排出事業者 8 社に対して、それぞれの責任割合に応じて算出した費用について、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法第 5 条の規定に基づいて納付命令を発出した。

2) 滞納処分

これまでに全額納付した 1 社、分割により納付をしている 1 社を除く 6 社について、滞納処分を進めてきた。

滞納者については、資産を調査し、判明した預金口座のうち換価可能な口座を差し押さえた。

また、排出事業者の保有している債権を調査し、1 社が有する約 20,000,000 円の債権を差し押さえた。この債権は分割弁済であり、毎月 300,000 円を回収している。

一方、平成 24 年度において、事業実体がなく、差押えできる資産もない排出事業者 3 社について調査し、慎重に検討したところ、国税徴収法第 153 条第 1 項及び第 5 項の規定に該当することから、滞納処分の執行を停止し、その納付義務を消滅させ、責任追及も終了した。

平成 25 年 12 月末日現在、任意納付や預金口座の差押えによる換価等により 10,048,274 円を回収した。今後も、責任が残っている 4 社については、隨時、資産調査を行い、差押えを実施し、費用の回収に努めていく。

5 費用回収の取組強化

本事案に要した費用については、民法及び廃棄物処理法に基づいて請求し、強い姿勢で回収に努めてきたが、財産等調査には限界があり回収が困難である現実に直面していた。

そこで、平成 21 年 1 月、費用回収の成果を上げるため、弁護士 3 名、司法経験者 1 名、その他学識経験者 1 名で構成する「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案費用回収対策委員会」(以下「費用回収委員会」という。)を設置し、費用回収を進めるための専門的な助言を得るとともに、専任職員を配置して費用回収に取り組むことにした。

(1) 助言に基づく財産調査

1) 裁判記録による調査

【助言】 善商等の財産を調査するため、本事案についての刑事裁判に関する裁判記録を入手すること。

この助言を受け、平成 21 年 5 月に裁判記録を入手し、内容を精査した結果、ゴルフ会員権及び生命保険についての記述があった。この 2 点について調査し、計 1,534,843 円を回収した。

2) 全国の金融機関への調査

【助言】 善商等の預金等を調査するため、全国の金融機関に調査を行うこと。

この助言を受け、全国の金融機関を対象とし、本店及び支店における預金の有無を調査し、平成 25 年 12 月末日現在、17 件、計 2,687,512 円を回収した。

また、金融機関への出資金が、3 件、計 2,329,500 円と判明したためそれらを差し押された。そのうち 1 件を公売し、配当金を含め 142,480 円を回収した。

(2) 不法投棄行為者等との交渉

【助言】 善商等に分割納付等をさせるため、積極的に交渉を行うこと。

この助言を受け、善商等に対して納付を強く求めた結果、分割納付の申出があったため、これを認め、毎月の分割納付により、回収に努めている。

(3) 関連会社への責任追及

【助言】 責任の有無を確認するため、資料を収集し、責任追及について検討すること。

この助言を受け、裁判記録をはじめ、善商の総勘定元帳等を調査・検討した。その結果、廃棄物処理法第 12 条第 1 項に定める産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者として、関連会社に対し、平成 23 年 8 月に平成 23 年 3 月までの行政代執行に要した費用のうち責任のある費用の納付命令を発出した。

なお、滞納処分が着手可能となるまでの期間、関連会社の保有財産が処分されないようにするため、平成 23 年 5 月に岐阜地方裁判所に対し、民事保全法に基づく仮差押命令を申立て、仮差押えを認める決定を受けた。

(4) 不法行為による損害賠償請求訴訟の提起

【助言】 市が有する債権を保全するため、善商等に対して毅然とした姿勢を示すことが必要である。

詳細調査等に要した費用について平成 20 年 5 月に請求し、その後も催告したが、いまだ支払われていない。

損害賠償の請求権は、民法第 724 条の規定により 3 年で時効により消滅することから、時効の中止を図るために善商等に対し、債務承認書の提出を求めた。その結果、善商については、平成 21 年 12 月に債務承認書が提出された。

しかし、他の不法投棄行為者等については、市が支払を求める催告を継続しても債務の承認や損害金が支払われる見込みが低かったため、市が有する債権を保全する上で、損害賠償に係る時効の中止について費用回収委員会において助言を求めた。

委員からは、「行政代執行に要した費用の回収に注力することも考えられるが、行政としては善商等に対して毅然とした姿勢を示すことも必要である」との助言を受け、市は善商等に対し、不法行為による損害賠償請求訴訟を提起することを決定し、平成23年5月に提起した。

【行政代執行費用の請求の経緯】

年月日	モニタリング調査	廃棄物の撤去等
H18.4.17	<u>措置命令発出</u> 【被命令者】善商 【内容】モニタリング調査	<u>措置命令発出</u> 【被命令者】善商及び同社役員等 3名 ニッカン及び同社役員等 2名 【内容】廃棄物の撤去
H19.10.5	<u>納付命令発出</u> 【被命令者】善商 【内容】平成 18 年度に要した費用 14,070,000 円	
H20.6.11	<u>納付命令発出</u> 【被命令者】善商 【内容】平成 19 年度に要した費用 26,822,250 円	
H21.1.26		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】善商及び同社役員等 3名 ※ニッカン役員等 2 名は拠出金を充当 【内容】平成 20 年 4 月から 12 月までに要した費用 57,865,500 円
H21.6.4		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】善商及び同社役員等 3名 ※ニッカン役員等 2 名は拠出金を充当 【内容】平成 21 年 1 月から 3 月までに要した費用 207,049,409 円
H22.6.1		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】善商及び同社役員等 3名 ニッカン役員等 2 名 【内容】平成 21 年度に要した費用 1,158,530,352 円
H23.6.6		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】善商及び同社役員等 3名 ニッカン役員等 2 名 【内容】平成 22 年度に要した費用 1,977,129,789 円
H23.6.17		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】排出事業者 8 社 【内容】平成 20 年度から平成 22 年度までに要した費用
H23.8.12		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】関連会社 4 社 【内容】平成 20 年度から平成 22 年度までに要した費用
H24.6.7		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】善商及び同社役員等 3名 ニッカン役員等 2 名 関連会社 4 社 排出事業者 7 社 【内容】平成 23 年度に要した費用 1,743,608,124 円
H25.6.25		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】善商及び同社役員等 3名 ニッカン役員等 2 名 関連会社 4 社 排出事業者 5 社 【内容】平成 24 年度に要した費用 1,447,402,472 円
納付命令額の計		6,632,477,896 円

【行政代執行費用等の回収の状況】

(平成 25 年 12 月末日現在)

	事務管理費用	不法行為の損害賠償	行政代執行費用 1	行政代執行費用 2
根拠法令	民法第 702 条	民法第 709 条	廃棄物処理法 第 19 条の 8 第 2 項	廃棄物処理法 第 19 条の 8 第 2 項
請求内容	当初の緊急調査費用等 以外の詳細調査費用等	事務管理・行政代執行 モニタリング調査費用	措置命令に基づく場内 モニタリング調査費用	措置命令に基づく支障 除去等事業費用
請求額	60,753,462 円	363,713,700 円	40,892,250 円	6,591,585,646 円
請求年月	H16.9 H16.11 H20.3	H20.5	H19.10 H20.6	<p>【不法投棄行為者(2社5名)】 H21.1 H21.6 H22.6 H23.6 H24.6 H25.6</p> <p>【関連会社(4 社)】 H23.8 H24.6 H25.6</p> <p>【排出事業者(8 社)】 H23.6 H24.6 H25.6</p>
請求先	【施設管理者】 善商	【不法投棄での有罪者】 善商 善商役員等 3 名 ニッカン役員等 2 名 永松建設役員	【措置命令被命令者】 善商	<p>【措置命令被命令者等】 善商 善商役員等 3 名 ニッカン ニッカン役員等 2 名</p> <p>【納付命令被命令者】 関連会社 4 社 排出事業者計 8 社</p>
回収額	1,380,000 円	2,500,000 円	10,980,315 円	99,972,794 円
(内訳)		和解金 永松建設役員 2,500,000 円	預金差押 48,255 円 動産の公売 6,626,760 円 敷地料の差押 54,000 円 重機の公売 4,251,300 円	<p>【不法投棄行為者】 任意納付 ・ 善商役員 427,500 円 ・ ニッカン役員等 12,652,482 円 ニッカン破産配当 61,059,671 円 預金差押 2,687,512 円 生命保険解約返戻金 904,843 円 ゴルフ会員権の公売 630,000 円 出資金の公売 142,480 円</p> <p>【関連会社】 11,420,032 円</p> <p>【排出事業者】 10,048,274 円</p>
債権保全	・ 現場内の会社、役員名義の土地に根抵当権設定(H17.8)	・ 損害賠償請求訴訟提起	・ 動産の差押、家屋の差押実施(H20.3)	・ 被命令者の不動産等について差押実施 ・ 関連会社の不動産について差押実施 ・ 一部排出事業者の金銭債権の差押実施